

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（既存住宅断熱改修促進事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 住所 〒399-2431
飯田市川路 番地
氏名 印
電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業（既存住宅断熱改修促進事業）を実施するので、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第 6 条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額 _____ 円
（設置に要した費用の総額－他の補助金等の額）× 2 / 3 （千円未満切り捨て）
上限：戸建住宅 1 戸当たり 120 万円、集合住宅 1 戸ごと 15 万円
（このうち、玄関ドアは、戸建住宅 1 戸当たり 5 万円、集合住宅 1 戸ごと 3 万円）



2 事業計画

事業内容		必要書類（ ☒ を記入）
・改修場所 飯田市川路 番地		☐ 対象建築物に係る位置図 ☐ 費用の総額及び内訳がわかる書類 ☐ 2 者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書 ☐ 申請者に係る住民票の写し ☐ 改修に用いる断熱材、建材等の製品に係る型式及び性能を確認できる書類 ☐ 対象建築物の延床面積及び改修率を確認するための改修箇所、補助対象床面積等を確認できる平面図
・対象建築物に関する事項		
既存建築物の建築年月日（注 1）	年 月 日	
施工業者		
工事内容（注 2）		
玄関ドアの改修の有無	有 ・ 無	
改修率（注 3）	%	
最低改修率（注 4）	%	
契約予定日	令和 年 月 日	
改修工事完了予定日	令和 年 月 日	
改修に要する費用の総額 （一般…税込、事業者…税別）（注 5）	円	

注 1 対象の建築物は、既存の専用住宅に限ります。店舗、事務所等と併用する場合は対象となりません
注 2 改修に係る工事内容について、「天井」、「外壁」、「床」、「窓・ガラス」の別を記入してください。なお、導入する製品については、環境省の補助事業に係る補助対象製品としての登録製品に限ります。その他要件等については、「飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 補助金申請の手引き」をご確認ください。
注 3 該当の工事に係る改修率（住宅全体の設備に対し、申請に係る改修工事部分が占める割合）を記入してください。
注 4 「飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 補助金申請の手引き」を参考に、工事内容に応じた最低改修率を記入してください。
注 5 消費税及び地方消費税の額を含みます。

3 補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては同要綱第 7 条第 2 項の規定により付される次の条件に同意します。
(1) 補助金を受領後、市長が本補助金の補助交付決定者へ個人のエネルギー使用量等に係る情報の開示を求めた場合は、速やかに無償でこれに応じること。
(2) 前号に掲げるもののほか、別に定めるガイドライン、国要綱及び国要領に沿った事業として実施すること。